

現行の計画

<個別目標>

- 成人の喫煙率を下げる（やめたい人がやめた場合の喫煙率：全体12%、男性19%、女性6%）
- 未成年者の喫煙を未然に防止し未成年者の喫煙をなくす
- 受動喫煙の機会を有する者の割合を下げる
 - ・行政機関及び医療機関0% ・受動喫煙の無い職場の実現

<重点施策>

- ◆喫煙・受動喫煙の健康影響に関する普及啓発を推進
- ◆禁煙希望者が禁煙しやすいような支援を推進
- ◆未成年者が喫煙しないよう健康教育を推進
- ◆非喫煙者がたばこの煙にさらされないための環境整備の推進
- ◆子育て中の家庭等への受動喫煙防止対策の普及

【参考：国のがん対策推進基本計画案】

（現状・課題）

- 成人の喫煙率は減少したが「平成34年度までに喫煙希望者が禁煙することにより成人喫煙率を12%とすること」という目標からすると、現在の喫煙率は依然高く更なる取組が求められている。
- 「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」に、受動喫煙によって非喫煙者の肺がんリスクが3割上昇するという報告や、受動喫煙を原因として死亡する人が国内で年間1万5千人を超えるという推計などがあり、がん予防の観点からも受動喫煙防止対策が重要である。
- 飲食店、行政機関、医療機関、職場等における更なる受動喫煙防止対策が必要となっている。
- 東京オリンピック・パラリンピックを契機に、受動喫煙防止対策徹底のための検討が進められている。

（取り組むべき施策：個別目標）

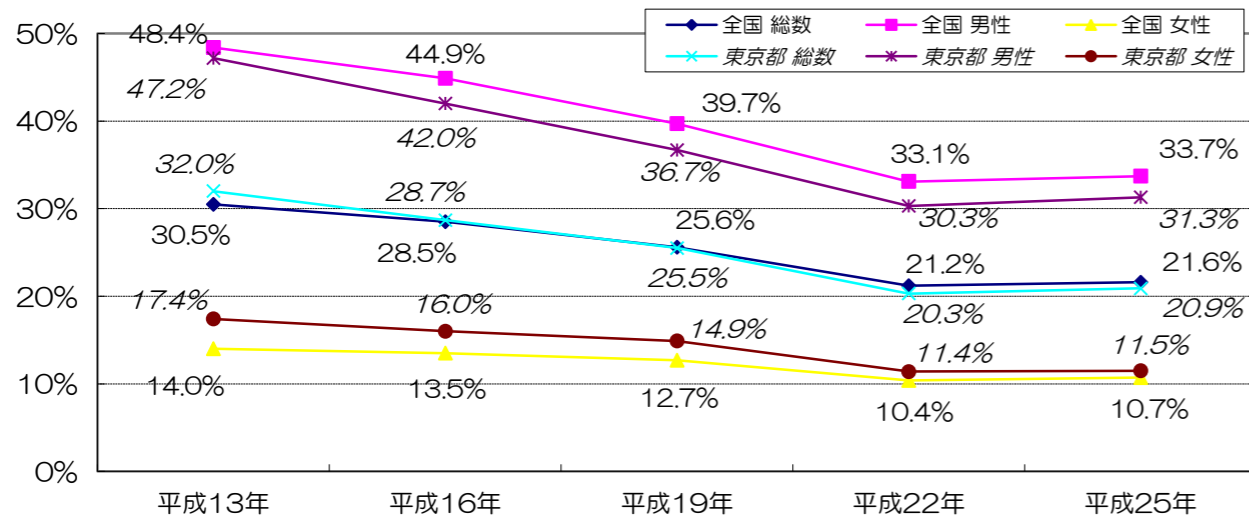
- 喫煙率については、平成34年度までに成人喫煙率を12%とする。20歳未満の者の喫煙をなくす。
- 受動喫煙の機会を有する者の割合を、行政機関及び医療機関0%、家庭3%、飲食店15%、職場については全面禁煙または喫煙室以外禁煙で受動喫煙のない職場を実現とする。（ペンディング）

【これまでの国の動向】

- 平成28年1月から、受動喫煙防止対策強化検討チームにおいて、受動喫煙防止対策の法制化を検討
- 同年10月に「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」、平成29年3月に「受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方案）」が厚生労働省から公表

1 現状とこれまでの取組

国民生活基礎調査（厚生労働省）による喫煙率の推移



【これまでの取組】

- ・喫煙の健康影響に関する各種普及啓発（リーフレット等作成配布・未成年者喫煙防止ポスターコンクール実施・情報誌掲載・未成年喫煙防止動画作成 など）
- ・禁煙希望者への支援（ニコチン依存症治療保険適用医療機関のHP掲載・リーフレット配布）
- ・受動喫煙防止対策（都民の意識調査・飲食店等実態調査・店頭表示貼付促進・研修会の実施・リーフレット等作成配布 など）

2 課題

- 喫煙による健康影響の普及や、禁煙を支援する環境整備を一層推進するなど、禁煙希望者への禁煙支援をさらに進めていく必要がある。
- 学校が地域の関係者と連携した取組を進めるなど、未成年者の喫煙の未然防止を一層徹底する必要がある。
- 受動喫煙の健康影響について啓発するとともに、国の動向を注視し、都民の健康増進観点や、オリンピック・パラリンピック開催等、都をとりまく状況の変化を踏まえ、受動喫煙防止対策の強化に向けた検討を行う必要がある。

3 次期計画における施策の方向性（案）

<施策の方向性>

- ☆成人の喫煙率減少と効果的な受動喫煙防止対策の推進

<目標>

- 成人の喫煙率を、全体で12%、男性19%、女性6%（やめたい人がやめた場合の喫煙率）に下げる。
- 未成年者の喫煙を未然に防止し、未成年者の喫煙をなくす。
- 受動喫煙の機会を有する者の割合については、国の計画を考慮し、目標値を設定する。

<重点施策>

- ◆喫煙の健康影響に関する普及啓発の推進
 - ・喫煙が健康に与える影響に関する理解促進に向けた各種普及啓発事業を、関係機関と連携し進める。
- ◆禁煙希望者の禁煙しやすいような支援の推進
 - ・都及び関係機関により、禁煙希望者が禁煙しやすいよう環境整備を進める。
- ◆未成年者が喫煙しないための健康教育の推進
 - ・未成年者向け普及啓発事業の実施に加え、学習指導要領にがん教育が明記されたことを踏まえ、学校等教育機関と連携し、未成年者の喫煙防止に取り組む。
- ◆受動喫煙防止対策の推進
 - ・受動喫煙に関する健康増進法の改正やオリンピック・パラリンピック等、都をとりまく状況の変化を踏まえ、都民・事業者・関係団体・区市町村などの関係機関への周知を徹底するとともに、これらを踏まえた実効性のある対策を推進する。